（医療情報の提供に係る主務大臣による公表）

第四十九条　法第五十二条第三項の規定による公表は、同条第一項又は第二項の規定による届出があった後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（医療情報の提供に係る医療情報取扱事業者による公表）

第五十条　医療情報取扱事業者は、法第五十二条第三項の規定による公表がされたときは、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。

一　法第五十二条第一項の規定による届出を行った場合　同項各号に掲げる事項

二　法第五十二条第二項の規定による変更の届出を行った場合　変更後の同条第一項各号に掲げる事項

三　法第五十二条第二項の規定による医療情報の提供をやめた旨の届出を行った場合　その旨

（書面の交付）

第五十一条　法第五十三条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第五十二条第一項に規定する求めがあった旨

［二・三　略］

四　法第五十三条第一項に規定する主務省令で定める書面を交付する旨

［五・六　略］

（書面の写し等の保存義務）

第五十二条　法第五十三条第三項の規定による書面の写し又は電磁的記録の保存は、同条第一項の規定により書面を交付し、又は同条第二項の規定により電磁的記録を提供した日から三年間行わなければならない。

（医療情報の提供に係る記録の作成）

第五十三条　法第五十四条第一項の規定による記録の作成は、次に掲げるところにより、行うものとする。

［一・二　略］

（医療情報の提供に係る記録事項）

第五十四条　法第五十四条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第五十二条第一項の規定により医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供した年月日

［二～四　略］

2　前項各号に掲げる事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第五十四条第一項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録の作成を省略することができる。

（医療情報の提供に係る記録の保存期間）

第五十五条　法第五十四条第二項の主務省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める期間とする。

一　第五十三条第二号ただし書に規定する方法により記録を作成した場合　最後に当該記録に係る医療情報の提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間

二　［略］

（医療情報の提供に係る主務大臣による公表）

第二十九条　法第三十条第三項の規定による公表は、同条第一項又は第二項の規定による届出があった後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（医療情報の提供に係る医療情報取扱事業者による公表）

第三十条　医療情報取扱事業者は、法第三十条第三項の規定による公表がされたときは、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。

一　法第三十条第一項の規定による届出を行った場合　同項各号に掲げる事項

二　法第三十条第二項の規定による変更の届出を行った場合　変更後の同条第一項各号に掲げる事項

三　法第三十条第二項の規定による医療情報の提供をやめた旨の届出を行った場合　その旨

（書面の交付）

第三十一条　法第三十一条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十条第一項に規定する求めがあった旨

［二・三　同上］

四　法第三十一条第一項に規定する主務省令で定める書面を交付する旨

［五・六　同上］

（書面の写し等の保存義務）

第三十二条　法第三十一条第三項の規定による書面の写し又は電磁的記録の保存は、同条第一項の規定により書面を交付し、又は同条第二項の規定により電磁的記録を提供した日から三年間行わなければならない。

（医療情報の提供に係る記録の作成）

第三十三条　法第三十二条第一項の規定による記録の作成は、次に掲げるところにより、行うものとする。

［一・二　同上］

（医療情報の提供に係る記録事項）

第三十四条　法第三十二条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十条第一項の規定により医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供した年月日

［二～四　同上］

2　前項各号に掲げる事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第三十二条第一項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録の作成を省略することができる。

（医療情報の提供に係る記録の保存期間）

第三十五条　法第三十二条第二項の主務省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める期間とする。

一　第三十三条第二号ただし書に規定する方法により記録を作成した場合　最後に当該記録に係る医療情報の提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間

二　［同上］